

■厚生労働大臣の定める揭示事項■

●入院基本料等の東海北陸厚生局への届出に関する事項

「当院では全ての入院患者様に対し、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、入院診療計画書を作成し7日以内に文章にて説明・お渡しています。また、厚生労働大臣が定める、院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体拘束最小化を実施しています。

<当院の看護体制>

当院は、回復期リハビリテーション病棟1特定入院料（13対1）を届け出ており、1日9人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受け持ち数は、10人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当りの受け持ち数は、21人以内です。
- ・ 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当りの受け持ち数は、21人以内です。

<入院基本料に係わる項目>

回復期リハビリテーション病棟入院料1

<リハビリテーションに係わる項目>

脳血管疾患等リハビリテーション料（I）

運動器リハビリテーション料（I）

<その他の項目>

- ・ 入院時食事療養（I）
管理栄養士によって管理された療養のための食事が適時（朝食8時、昼食12時30分、夕食18時）、適温で提供されます。
- ・ データ提出加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ 入院ベースアップ評価料

●保険外負担に関する事項

- ・特別の療養環境の提供（室料差額）

個室料金 5500円（税込み） 221号、222号、331号、332号

- ・保険外のリハビリテーション 2350円（1単位につき）

- ・入院期間が180日を超える入院

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定医療対象となり、180日を超える日から、1日につき1318円を特定療養費として患者様にご負担していただく場合があります。

・文書料（以下は全て1通につき、税込みの料金）

診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3, 300円

当院の用紙、各保険会社専用用紙

各種健康診断書用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 500円

後遺症診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 500円

事故用診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 500円

介護専用診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 500円

医療費支払い証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 100円

おむつ使用証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 550円

<その他の料金について>

- ・理美容料（以下は全て税込み）

カット：男性 1700 円、女性 2200 円

顔そり：男性 700 円

- ・テレビ代金 テレビカード 1 枚 1000 円

*テレビカードは各病棟内の販売機で販売しています。

- ・イヤホン 1 セット 150 円

- ・クリーニング代 1 ネット 605 円

- ・ティッシュ 1 箱 100 円

- ・食事用エプロン 1 箱 400 円

- ・洗面器 1 個 150 円

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」

の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい